

平成 23 年 5 月 16 日

各 位

仙台市青葉区一番町 2 丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

中小企業金融円滑化法に基づく情報開示（平成 23 年 3 月末時点）について

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 三井精一）では、震災発生の直後から被災された皆さまへの預金等の払出を最優先課題とし、でき得る限りの取組みをおこなって参りました。特に、津波等により流失・損壊・水没した店舗につきましては、バスによる移動窓口の開設や仮設窓口での対応をおこなうとともに、早期復旧に向け全力で取り組んで参りました。しかし、当初は交通・通信手段の確保が困難であったほか、現在でも営業区域に店舗が設置できないなど、完全復旧には程遠い状況が継続しております。それらのことも含め現状を総合的に見た場合、平成 23 年 3 月末時点における中小企業金融円滑化法に基づく金融円滑化の実施状況に関する情報開示については、同法の定める開示期限（平成 23 年 5 月 16 日）までに実施することは、極めて困難な状況にあると判断されました。

その後も諸事情を踏まえ検討を重ねた結果、今般の東北地方太平洋沖地震が特定非常災害特別措置法第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害に指定（「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年 3 月 13 日公布・施行））されたことを鑑み、平成 23 年 3 月末時点の中小企業金融円滑化法に基づく金融円滑化の実施状況に関する情報開示については、同法の定めに従わず、別途政令で定められた期限（平成 23 年 6 月 30 日）を越えない範囲で実施することに致しました。

なお、情報開示につきましては、全営業店の通常業務への復旧作業と平行して集計をおこない、できるだけ早い時期に開示できますように鋭意努力中でございますので、諸般の事情をご賢察のうえご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、情報開示の実施時期につきましては、開示時期が確定した時点で改めてご連絡申し上げます。

以上

本件に関する問い合わせ先
融資部融資統括課：菅原
TEL:022-225-8241（代表）